

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ニセコ町は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

ニセコ町長

公表日

令和6年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法等の規定に基づき、軽自動車税の賦課徴収を行う。</p> <p>ニセコ町は、軽自動車税に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①軽自動車税の賦課に関する事務 ②軽自動車税の徴収に関する事務 ③軽自動車税に関する各種証明書の発行 ④他自治体等から町への調査回答、町から他自治体等への税務調査 ⑤未納者への督促及び実態調査、滞納処分の執行等</p> <p>中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	①軽自動車税システム ②収納管理システム ③宛名管理システム ④団体内統合宛名管理システム ⑤中間サーバー、⑥情報提供ネットワークシステム(口座登録・連携ファイル関係情報を取得)
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル、収納情報ファイル、宛名情報ファイル、口座登録・連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の16の項、101の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二の27の項、121の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第59条の4 (情報提供) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-44-2121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-44-2121

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢>	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢>	
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	[○]委託しない
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	[]提供・移転しない
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢>	
1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(情報照会)27の項	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二の27の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条6号	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地 0136-44-2121	税務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地 0136-44-2121	事後	
令和1年6月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法等の規定に基づき、軽自動車税の賦課徴収を行う。 ニセコ町は、軽自動車税に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①軽自動車税の賦課に関する事務 ②軽自動車税の徴収に関する事務 ③軽自動車税に関する各種証明書の発行 ④他自治体等から町への調査回答、町から他自治体等への税務調査 ⑤未納者への督促及び実態調査、滞納処分の執行等 中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	地方税法等の規定に基づき、軽自動車税の賦課徴収を行う。 ニセコ町は、軽自動車税に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①軽自動車税の賦課に関する事務 ②軽自動車税の徴収に関する事務 ③軽自動車税に関する各種証明書の発行 ④他自治体等から町への調査回答、町から他自治体等への税務調査 ⑤未納者への督促及び実態調査、滞納処分の執行等 中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会を、符号を用いて行う。	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二の27の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条5号	(情報照会) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二の27の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 (情報提供) なし	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地 0136-44-2121	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-44-2121	事後	令和3年5月1日 庁舎移転
令和4年3月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	税務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地 0136-44-2121	税務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-44-2121	事後	令和3年5月1日 庁舎移転
令和4年3月8日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	[]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①軽自動車税システム ②収納管理システム ③宛名管理システム ④団体内統合宛名管理システム ⑤中間サーバー	①軽自動車税システム ②収納管理システム ③宛名管理システム ④団体内統合宛名管理システム ⑤中間サーバー、⑥情報提供ネットワークシステム(口座登録・連携ファイル関係情報を取得)	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	軽自動車税情報ファイル、収納情報ファイル、宛名情報ファイル	軽自動車税情報ファイル、収納情報ファイル、宛名情報ファイル、口座登録・連携ファイル	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の16の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第74条	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の16の項、101の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第74条	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二の27の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 (情報提供) なし	(情報照会) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二の27の項、121の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第59条の4 (情報提供) なし	事後	